

第 1 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 1 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 4 年10月18日（火）15：59～18：05

会場：農林水産省本館 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本法の検証等について（今後の進め方、有識者ヒアリング）

テーマ：食料の輸入リスク

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- 資料 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿
- 資料 2 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の今後の進め方について（案）
- 資料 3 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第 1 回）ヒアリング者一覧
- 資料 4 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（食料の輸入リスク）
- 資料 5 寺川彰様御発表資料
- 資料 6－1 平澤明彦様御発表資料
- 資料 6－2 平澤明彦様御発表資料（追加資料）
- 資料 6－3 平澤明彦様御発表資料（参考資料）
- 参考資料 1 食料・農業・農村基本法
- 参考資料 2 我が国の食料・農業・農村をとりまく状況の変化
（9 月 29 日食料・農業・農村政策審議会資料）

午後 3 時 5 9 分 開会

○政策課長 では、定刻となりましたので、ただいまから第 1 回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

なお、野村農林水産大臣におかれましては、国会のため遅れての出席予定となっております。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、堀切委員、吉高委員が所用により御欠席となっております。現時点で本審議会委員の出席者は 17 名であり、食料・農業・農村政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による定足数 3 分の 1 以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたします。委員の皆様には公表する前に内容の確認を頂きますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日はNHKの収録が通しで入っておりますことを申し添えます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。9 月 29 日の食料・農業・農村政策審議会の場で新たに設置されました基本法検証部会の部会長を拝命いたしました。皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

第 1 回の開催ということで、本日初めての顔合わせとなります。まず、私より今回就任されました委員の皆様を御紹介させていただきます。まず、会場参加の方、次にオンライン参加の方の順でそれぞれ五十音順に御紹介させていただきます。後ほど委員の皆様には自己紹介を含め御発言を頂く時間を設けたいと思っておりますので、ここではお名前だけを御紹介させていただきます。

(委員紹介)

ありがとうございました。

本日御出席の 17 名の方に加えまして、本日御欠席の磯崎委員、堀切委員、吉高委員を加えた計 20 名で進めてまいります。委員の皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は 18 時まで開催する予定です。

議題は、食料・農業・農村基本法の検証等について、今後の進め方について確認した後、有識者ヒアリングを行います。

それでは、議題に入ります。

まず、今後の基本法検証部会の進め方につきまして御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

9月29日に野村農林水産大臣から諮問を頂きました食料・農業・農村基本法の検証及び見直し検討につきまして、本日以降、基本法検証部会において審議を進めていきます。

審議に当たっては、まずは、食料・農業・農村基本法が掲げる四つの理念ごとに複数回ずつ有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施したいと考えております。そして、年明け以降、ヒアリングや検証等を踏まえた議論を行っていくことを考えています。

当面、以上のような進め方を考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、このような形で当面は進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、有識者ヒアリングに移らせていただきます。

本日は、食料の安定供給の確保のうち、食料の輸入リスクをテーマに2名の方からヒアリングを行いたいと考えておりますので、御紹介させていただきます。

資料3のヒアリング者一覧を御覧ください。

まず、寺川様でございますが、寺川様は本委員でもございますけれども、丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員でいらっしゃいます。丸紅株式会社において食料分野や生産資材分野に携わられていらっしゃって、商社の視点から食料や生産資材の輸入リスクに関する御説明をお願いしております。

続きまして、農林中金総合研究所執行役員基礎研究部長の平澤明彦様でございます。平澤様は世界各国の食料需給構造に関する見識が深く、経済全体、また、国際情勢を踏まえた食料の輸入リスクに関する御説明をお願いしております。

お二人の御説明に先立ちまして、事務局から背景説明として食料の輸入リスクをキーワードに食料・農業・農村をめぐる情勢の変化について説明をお願いいたします。

○総括審議官 大臣官房、総括審議官の杉中でございます。

まず、資料4に基づいて説明をさせていただきます。

その前に、第1回目ということもありまして若干前触れをさせていただきますと、基本法の検証でございますけれども、現行基本法というのは1990年代に議論をされて、1999年に成立したものでございます。

1990年代というのは、正に日本が世界有数の経済大国、日本人の所得が最も高かったのもこの時代でございます。そういう状態の中で、逆に国内では農業生産を維持する必要性ということに対しての疑問視も極端なメディアには書かれていた。

国際的にはウルグアイラウンド農業合意の後、貿易の自由化というのが著しく進展をして、日本の農業というのは輸入品との競合により厳しくさらされるようになってきた。このように内と外での農業の危機に関して食料供給、農業・農村を支える施策の必要性というのを示したものが現行の基本法でございます。

しかしながら、基本法制定以降の20年間で、日本の食料をめぐる情勢、国内の農業生産をめぐる情勢、また、世界経済の中での日本の地位、又は、地球環境そのものが大きく変化をしており、基本法制定時に想定しなかったような様々な課題が発生しております。

このため、基本法検証部会の前半につきましては、基本法制定からの20年間の大きな情勢の変化によって明らかになった課題について議論を行っていきたいと思っています。第1回目、委員とも相談の上、輸入リスクの増大ということについて御議論いただくことになりました。

検証部会前半の進め方として、農水省からは、選ばれたテーマに関しての基本法制定当時の考え方、それから、20年間における情勢の変化、これをデータとともに説明することとし、その上で現下の課題について説明をします。またヒアリング対象の先生からもこのテーマについて説明を頂くということで進めていきたいというふうに考えております。そういったテーマ設定も含めて委員の先生方からしっかり議論いただければというふうに思います。

それでは、資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、第1回目、輸入リスクということでございますけれども、3ページを御覧いただきたいんですけれども、まず、輸入の現行基本法上の位置付けでございますけれども、基本法上の位置付けを概要で書いたものが左上の丸でございます。

一言で輸入というのは食料の安定供給の主要な手段と、食料の安定供給というのは、国内生産の増大ということと、あと輸入と備蓄を組み合わせで対応するという事になっております。輸入については、国内の生産で需要を満たすことができないものの安定輸入を

図るとともに、輸入が急増した場合ということについての関税率の調整や輸入の制限等を行うということになります。

実際、どういう政策になってきたかということは、基本的には自由化が進んだということもありまして、輸入というのは民間のビジネスベースで行われて、輸入というのは基本的には量、価格ともに安定していた、そういう中で国の政策については、輸入の安定ということについては、基本的には情報収集であるとか、輸出先国との良好な国交関係の樹立というようなことに限定されている一方、輸入が急増したときの措置ということについては、セーフガード、これはかなり頻繁に行われて、平成12年以降563回発動している、また、同様に現下重大な問題になっている生産資材については、輸入に関する政策というのは、基本的には現行基本法では想定しなかったというふうに考えていまして、当時の基本計画というようなものについてもそのような施策についての言及はあまりないということでもあります。

4 ページは、農産物の貿易自由化をめぐる情勢等についての時系列ということについて説明をさせていただいています。

次に、6 ページ、それ以降の情勢の変化ということですが、6 ページは輸入依存度の高い穀物等の価格の推移を示したものでございます。

2000年以降、特に2008年以降が顕著なんですけれども、高温・乾燥等による不作、また、その反対には豊作というものが交互に繰り返されて非常に価格が不安定化している、また、基本的にこういった価格の高騰を除いて、2008年と2022年の異常年を取り除いた平均価格というものを下段の表に示しておりますけれども、1998年から2007年と比べてそれ以降というのは5割程度価格が上がっているという中で、基本的なこういった穀物の輸入価格というようなベースラインが上がる中で、異常に価格が上がったり、下がったりという振れ幅が広がっている。

7 ページですけれども、この価格の変動ということで、穀物等の国際価格の階差、これは前月との価格差ということですが、2008年以降全ての品目で1980年代以降と比べて、非常に大きくなってきております。

以上のことを考えると、価格が安くて安定していた時期からベースとなる価格が上がってきた上で価格変動というのが著しく大きくなってきているという中で、輸入が安定的に行われると必ずしも言える状況ではなくなっていると言えらると思います。

8 ページが肥料原料の価格の推移です。

肥料原料、尿素、りん安、塩化加里の価格の推移を示したものでございますけれども、これにつきましても、穀物と同様に、2008年、2022年の異常年を取り除いた形についてもそれぞれ3割程度価格が上がってきているという中で、世界的な需要の拡大とか、いろんな経費の増大という中で、肥料原料についても価格が上がってきているということが言えるというふうに考えてます。

次に、9ページですけれども、不安定さの要因の一つとして、世界の穀物需要、これは穀物需要の増大と生産の推移というのを示したものでございますけれども、人口が増える中で需要というのは右肩上がりに増大をしております。需要の増大に併せて生産も拡大しているんですけれども、生産はどうしても豊凶がありますので、それによって在庫が増えたり、減ったりするという意味でのリスクというのも不安定の要素の一つになっているというふうに考えております。

次に、10ページですけれども、今後どうかということで、これはI P C Cの第5次評価報告書で書いている農業への影響等に関するものを抜粋したものでございますけれども、気候変動によって、これはプラス面とマイナス面、プラス面の中にはいわゆる適応策による技術の革新なども含まれておりますけれども、両方あるんですけれども、一般的に言うとマイナスの方が大きいだろう、特に小麦であるとか、大豆については単収の低下など著しい影響が出るだろうという予測がなされています。

こういうことを考えると、これまで顕著になっていた不作による価格の高騰みたいなものがより頻繁に起こりやすいというようなことが発生していくというふうに考えています。

今までの、どちらかというと食料供給側の情勢の説明ですけれども、12ページ以降は日本の購買力というか、日本側の経済力の問題について説明いたします。

まず、12ページは、1人当たりGDPの推移でございます。

これ、緑から裏側に各国の1人当たりGDPがあるというふうに見ていただきたいんですけれども、いずれの国も1人当たりGDP増えておりますけれども、その中で日本の地位というのは、1998年は世界第9位だったものが、2020年には13位、2027年には16位に落ちるだろうというふうに予測されていく中で、世界の中で輸入品を買う力というのもそれに続いて落ちていくというふうに考えます。

また、次のページですけれども、中国やインドと比べた場合、日本の1人当たりGDPは多いんですけれども、ただ中国、インドについても人口は多いのでその中の所得の上位10%層だけを見てみると、所得の上位10%の人口というのはほぼ日本の人口と同じぐら

いの人口がいるわけですが、中国についてはその10%層の所得というのは日本を倍ぐらい上回っていて、インドについても日本より上回っている、2行目は、中国、インドについても日本と同じぐらいの人口で日本よりも購買力のある消費者が出てきているというようなことを説明をしております。

そういう状況の中で14ページでございますけれども、やはり、日本の世界の最大の輸入大国というふうに言われています、その地位も変化を生じています。左側の円グラフの比較で、左は1998年、右側は2021年の総輸入額の国別の内訳を示したものですけれども、98年には日本は世界の食料輸入の4割を額ベースで占めております。これが2021年には中国がトップになってきて、日本は2位に落ちているという状況です。

そういう意味では、1998年には日本はプライスメーカー的な立場にいて、ある意味では、最大のバイヤーとして安定的に買うというところでの、ある面、強い主張もできたんですけれども、その地位が中国に奪われつつあるという中で、日本は今後中国の輸入動向に大きく左右されていくだろうということは間違いないと思われます。

右側には中国の世界消費に占める割合というのも書いておりますけれども、非常に旺盛な消費力を持っているので、この傾向は更に続いていくというふうに思います。

次に、15ページは世界の内訳を主要な穀物ごとに示したものでございます。世界の穀物輸入、見ていただければ非常に額ベースが増えているということがあります。

日本の食料輸入自体が減っているわけではないんですけれども、世界の全体の輸入額というのが増える中で、日本の占める位置というのは非常に小さくなっています。小麦についても6%から3%、大豆は顕著なんですけれども、中国が6割ぐらいを占めるという中で、日本の占める位置は2%。トウモロコシは比較的大きいんですけれども、それでも日本の占めるのは、1998年の20%から2020年には8%と落ちている中で、日本がこういったものの輸入に関して占めるプレゼンスというのは相対的には低下しているというふうに考えております。

次に、16ページは日本の輸入の調達先の推移で、穀物については米国、カナダ、豪州とかなんです。比較的友好的な、特定国からの輸入が多いという中で、こういった国からの輸入というのが重要になっているということでございます。

次に、17ページでございますけれども、これは穀物等以外の中での輸入の地位ということで、牛肉を例として挙げさせていただいています。

これも、牛肉の輸入も日本の輸入は増えているんですけれども、それを上回る中で中国

等のその他の国の輸入が増えているという中で、現行については、中国230万トンで日本は58万トン、これが2030年の見通しでは、中国は312万トンで日本は66万トンというところで、日本の輸入の占める割合というのが下がっております。

こういった世界的な牛肉需要を出していく中で、日本は欲しいものをすぐ買えるという状況、いわゆる買い負けという状況も生じているというふうに聞いております。

次に、18ページでございますけれども、これは肥料原料の輸入に関する日本の占める位置というものを示したものです。もともと肥料については2%強と日本の輸入の占める割合というのは大きくなかったんですけれども、これが更に下がって、今は1%程度というふうに小さくなってきています。

そういう中で、肥料の高騰が起こったといっても1%の日本の地位で調達をするというものの難しさというのがあるんじゃないかというふうに考えられます。

19ページは肥料原料の輸入の調達先の推移でございます。穀物と違って肥料原料はかなり輸入の調達先が1998年と2020年では変わっておりまして、尿素についてはマレーシアなんかが多いんですけれども、1998年と比べて2020年は中国の占める割合が4割程度と相当大きくなっております。また、りん安についても1998年には大半アメリカからといったものが今中国になっています。あと、塩化加里についても、カナダ等大きなところありますけれども、それ以外には最近ではロシアとかベラルーシとかというのが増えてきておりまして、そういう意味で、穀物と違った経済安保的な観点からの輸入の安定的な懸念というものは肥料原料についてはあるというふうに考えております。

20ページでございますけれども、輸入先ということでのカロリーベースでの依存度というものを示したものでございます。自給率、カロリーベース38%で、その後、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ブラジルなどが相当大きな地位を占めております。やっぱり、食料供給の安定性を維持していくためにはこういった国との関係の維持というのが非常に重要だというふうに考えております。

21ページでございますけれども、食料の輸入依存度という中で、国産化というのが全てできるかというところを示したものです。御存じの食料自給率の推移の中で、白で書いてあるところが輸入の多いもの、その中でも特に油脂類であるとか、小麦、大豆、それから、畜産の中に紛れているエサとか、そういうものというのは相当輸入に依存しているんですけれども、これを全て国内で賄おうとした場合には、現行の日本農地の輸入分だけで2.1倍、そういう意味では3倍の農地がないと国産で賄うということは不可能となってい

ます。

なかなか油糧種子のように国産化というのが難しいものもありますので、国産化が難しい品目については安定的な輸入というのが重要だと考えています。

最後でございますけれども、今回の資料を受けまして、論点を提示させていただきます。まずポイントとしては、現行基本法上の輸入というのは食料の安定供給に非常に重要な手段です。しかしながら、当時というのは食料輸入というのは価格も安定し、簡単に調達できたというところが、それが近年輸入が不安定化してリスクが生じている、そういう中、更に世界の食料需要というのが増大していく中で、日本の輸入シェアが低下している、また、日本の経済力の国際的な地位が低下するという中で購買力も低下しているというような状況、さらに、食料ということだけではなくて、当時基本法では書いていなかった生産資材についても同様の輸入リスクが生じていて、そういったことの重要性も増しているという中で、今後の輸入リスクという観点から次のような施策ということを議論していく必要があるのではないかという問題提起をさせていただきます。まずは、輸入に依存する食料、これの国産化、また、肥料については、堆肥などの国内資源というのを有効活用していく、そういう施策を進めていく必要があるのではないか、一つ目の課題であります。

二つ目は、輸入依存度が大きい食料、生産資材、なかなか全て国産化するのは難しいという話を申し上げました。そういうものについて輸入の安定に関する施策というのを検討する必要があるのではないかということであります。

以上、2点の課題の提案ということをしていただきまして、農水省からの説明を終わります。どうもありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、有識者ヒアリングに移ります。

まず、寺川様からよろしくお願いいたします。

○寺川委員　それでは、発表させていただきます。丸紅の生活産業グループの寺川です。当社、当グループの傘下には五つの本部がありますが、その中に食料第一、第二本部、アグリ事業本部がありまして、国内外で穀物、畜産、肥料等々の原料、製品を取り扱っておりますので、本日はトレードを実際に行っている実務の観点から輸入のリスク等について御報告申し上げます。

2ページを御覧ください。2ページですが、穀物における環境につき記載いたしました。

円安、また、先物市場のボラティリティ、これにつきましては、穀物価格に直接影響い

たしますが、中国の爆買いを背景に我が国の世界市場におけるシェアは低下しており、プレゼンスも低下していることは否めません。

また、我が国の穀物の要求水準が高く、例えば、NON-GMOのようなニッチ品などの特殊品ですが、生産サイドから言えば分別管理が必要ですし、ロットがまとまらない、輸出業者はできるだけこのような商品を避けたいという意向があります。したがって、価格面でもプレミアムが要求されることになっています。

米中貿易戦争、ウクライナ危機等については既にマスコミを通じ状況は広く理解されていると思いますが、このほかにも需要地側での疫病による輸入量の変化、サステナビリティ、食の安全のためのトレーサビリティ、分別管理などは穀物生産者、流通者にとってはコストアップ要因となっています。

また、各需要サイドの企業、特に最近ではTCFD関係開示を行っている企業も増えておりまして、グリーン戦略を重視する企業が増えています。結果として、環境負荷低減の要求、例えば、肥料使用量の減少、また、輸送のCO₂の削減などの要請も日増しに増えています。

ここには記載しておりませんが、過去より、このほかに天候異変、またバッタ等による害虫被害も起こり得る大きなリスクファクターと言えます。

3 ページを御覧ください。3 ページには油糧種子の環境を記載いたしました。

2000年以降、大きく生産者側の状況が変わってまいりました。ここではGMOとバイオ燃料を記載しておりますが、輸出能力のある穀物の二大大国、米国、ブラジルのGMOの比率を記載しております。

世界のトレード量で言えば、大豆輸出では米国、ブラジルで85%のシェア、コーン輸出では60%近いシェアになりますが、その生産という観点で捉えるとほぼ90%までがGMOが占めております。

また、2000年頃は、こんな用途が出てきたと騒いでいた燃料も大幅に増加しておりまして、エタノールでは1.3億キロリットル、これは全体ですが、なっておりまして、米国の現在のコーンを食料、飼料用、燃料用に分けて言えば、ほぼほぼ同じ50%ずつのシェアということが言えるかと思います。また、結果的にその価格は原油価格の影響を受けることになります。

4 ページを御覧ください。

直近、米国でバイオディーゼルの需要増から大豆搾油工場が乱立と言ってよいほど着工、

また計画されております。また、S A F、再生航空燃料狙いの工場新設も挙げられます。

簡単に言えば、産業用油を作るために現在の大豆、また、様々な工場が新設されている、決して食料、飼料用が目的ではないという流れになっているかと思います。市場でビジネスを行っている観点から言えば、米国の搾油工場の増設により、今後米国からは大豆ではなく大豆かすの状態での輸出量が増加していくのではないかと見ています。

また、タローのような動物油脂もS A Fに回り、飼料用の原料が不足する、また、大豆のみならず原産地が限られる菜種、これは豪州、カナダ中心ですが、これらの確保なども難しくなってくるものと思われます。

5 ページに中国の脅威を記載しております。

中段の右側に中国の大豆の輸入量を示していますが、世界の貿易量1.6億トンの中で中国は1.2億トン弱を輸入しています。我が国は2〜300万トンという数字ですので、残念ながら存在感がありません。

左下のグラフを参照ください。

直近では、急速に中国のコーンの買い付けが進んでいます。2000年頃、中国はコーンの輸出国でした。コーンだけは将来にわたり中国国内で自給する、こういうふうに言っていたましたが、生活の高度化でコーンも不足、今年末からブラジルから種々の承認はいるもののG M O輸入に踏み切る見通しです。今やトレードは中国次第、トレードは中国への一方通行的な状況になっています。

6 ページ、これはウクライナ危機を記載しております。

ウクライナ危機に端を発した各国の政策の一例を記載しております。

ロシアのポジションですが、小麦、コーンとも現時点においては生産、輸出も大きな影響は感じておりませんが、ウクライナのダメージが大きく、コーン、小麦とも輸出はほぼ半減しております。仕向地は中東、北アフリカがメインですが、結果、中東勢が小麦の豪州品の買い付けなどに走る動きが見られます。

我が国への直接的な影響はないと思いますが、価格に跳ね返ってくるという流れになっているかなと思います。

穀物パートでは最後になりますが、7 ページに我が国の穀物輸入のファンダメンタルな問題を記載しました。

我が国の輸入は、輸送効率が中国などに比べ劣っており、結果、コスト高になるという構図です。港の喫水が浅く、パナマックス6万トンが入港できる港は少なく、荷役を含め

効率が悪い、7～8万トンの積載で運べる中国などに比べコスト高にならざるを得ない、競争力に欠けるということです。

鉱物資源の荷揚げ港は大型船が入る港はありますが、7万トン程度を荷役できる港は穀物では現在釧路港ぐらいだと思います。また、大型サイロにしても飼料業者から見ればIRRなど収益性も低く投資に踏み切れない、こういう問題も抱えており、インフラの整備も今後の課題だと思います。

それでは、8ページに移ります。

肥料につきましては、現在、経済安全保障推進法に基づき特定重要物質と指定する方向で検討されていると承知していますが、ここでは供給、需要に分けて記載しました。

足元を見れば、現在のガス価格、供給地の偏在、中国の国内重視による輸出制限など、ここに記載したとおり問題は山積みで価格は大幅に上昇しています。

一方、需要サイドを見たとき、人口増加に伴い肥料の使用量、これ自体は増加するでしょうが、一方で、先ほど申したとおり、環境負荷の低減、また、リサイクル資源の活用など伸びを抑える要素も出てきています。

肥料投与量を減らす産業副産物の利用による地産地消の流れも加速する必要があるかと思っています。

価格は、ガス価格の高騰に伴い、20年以降急速に上昇、現在、世界的に見れば20年に比べほぼ3倍の価格となっておりますが、国内は補助金などの効果もあり、現在1.5倍ぐらいになっているかと思っています。

9ページ、我が国の肥料の特徴を記載しました。

右下の表を見ていただくと分かると思いますが、耕作面積当たりの施肥量ですが、我が国は世界平均に比べ大きいものの、化学肥料の需要量そのものは極めて小さいと言えます。肥料の数字の取り方がいろいろありますが、成分需要だけで言えば100万トン程度です。肥料原料も約100万トン強の輸入となっております。

ちなみに、当社は米国の農家向けに肥料トレード事業を行っていますが、取扱数量は肥料原料だけで500万トン、1社で500万トンを扱っているという世界の状況です。その米国も食料安全保障の観点でロシア品の輸入の制裁は実施していません。

下段のグラフにあるとおり、耕作面積が減っている我が国は農業生産量が増加している国と異なり、残念ながらプレゼンスは高いと言えないのが現状だと思います。原料という点で言えば何とか確保可能な数量であるとは思いますが、昨今の地政学リスク、資源の偏

在を考えると我が国と関係の深い国から安定して確保できる道筋、また備蓄、繰り返しますますが、産業副産物由来の利用、地産地消の促進が重要ではないかと思います。

また、アンモニアについては、エネルギー源としての活用が大きな話題になっていますが、このアンモニアを利用するなども検討すべきだと思います。

そのほか、窒素系の話になりますが、昨年末尿素水がなくなり、イースト菌の発酵ができなくなると製パン業界では肝を冷やした事件がありました。各企業ともサプライチェーンをしっかりと把握することが重要です。肥料は価格の問題はありますが、市況が決めるもののゆえ、少なくとも安定供給源の確保、これが必要だと思います。

10ページには肥料原料の生産国、輸出国など参考までに記載しました。

ベラルーシは、米国制裁国で現在貿易はほぼ途絶えていると言っているかと思いますが。御覧のとおり、リン酸、カリは地政学上のリスクが高い国に属しており、窒素の輸出国は産油国を始め、大きな石化産業がある国に集中しています。

また、現状を言えば、窒素については欧州のガス高騰で欧州品が大幅に減産される可能性があります。

最後になりますが、簡単に畜産に触れます。11ページを参照願います。

ここでは牛肉中心に記載しています。11ページ右下のグラフでお分かりのように、牛肉の自給率は40%未満で、外食向けを中心に輸入に頼らざるを得ない状況だと思います。

鶏については、ブラジル、タイ、米国、豚肉は欧州、米国、南米と輸入が可能と考えますが、牛肉については中国の需要が急拡大しており、特に調達する部位、どちらかといえば安物の部位ですが、具体的に言うとバラ肉、肩、ももなどですが、これら中心ですが、食文化が似ている中国、韓国との競合では買い負けをする傾向にあります。国内生産農家保護の観点では当然ですが、外食中心に牛肉も安定供給する必要もあります。

一方で、中国向けが一番高く売れるというのが海外の輸出業者の本音ではないかと思います。鶏、豚と違い肥育に最低1年程度はかかる牛の生産を確保できる国は、米国、豪州を除けば南米でありまして、今後の調達先の一つとして考えるべきかとも思います。

一方で、国内の畜産業にとっては、まず国内外を問わず需要を喚起すること、高品質の和牛の輸出等、これらが重要な施策ではないかと思います。

以上で報告を終わります。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、平澤様、よろしくお願いいたします。

○平澤氏 今、お手元にある資料ですね、主にレジュメを基にお話をさせていただきます。それと、事務局にお願いしまして、適宜スライド、行ったり来たりがありますので、正面の大きなディスプレイの方にスライドを適宜映していただくようお願いしてありますので、そちらの方も適宜参照いただきながらということで進めさせていただきます。

今日のお話は、既に農水省の杉中様からお話がありましたので、余り重複しないことを意識しておりまして、日本が土地の資源をどうやって使っていったらいいのか、今までどういうふうにしてきたのかということを中心にお話をしたいと思います。

何ととっても、やはり、資源の不足が最大の問題ということですので、それをどうやって維持していったらいいのかということになります。最初の2ページが輸入の依存のお話で、ある程度時期を追うような形で書いてあって、最後の1ページが課題というふうになっています。

それでは、まず、1番の輸入依存の(1)でありますけれども、食料の輸入依存といいますと、実はリスクは2種類だと思っております。

一つは、今日お話ですっと出てきました輸入に支障を来すリスクでありますけれども、もう一つ重要なのは、輸入をし過ぎると国内生産の方が駆逐されてしまうという、これがもう一つ非常に大きなリスクであります。

では、その二つについてある程度過去を振り返って経緯を考えよう、今後どうすべきかということで、それ以前の問題として、そもそも日本の土地の基盤はどうなっているのかということですね。今、やはり基本法の見直しということなので、それが今日何度も出てきているようないろんな基本的な情勢の変化との関係で輸入リスクがどうなっているのかということをする範囲で整理してみたいと思います。

(2)ですけれども、何ととっても日本は農地が不足しているわけであります。参考資料のスライド2のグラフにもありますように、日本は人口1人当たりの耕地面積かなり少ないです。人口1億人以上の国の中では一番少ないですね。

これは、そもそもモンスーンアジア地域では稲作が盛んでありまして、これは近代化以前からかなり土地の生産量が高かったので人口密度が高いんですね。それで人口が多い、けれども土地はそんなにない国がたくさんある地域であります。その中でも日本は特に人口がかなり多いにもかかわらず農地が少ないという問題があるわけです。

農水省さんのお話にもありましたように、日本にある農地の3倍ぐらいを使っているということですから、輸入は避けられないわけなんですけれども、そこにいろいろリスクが

あるということです。

ですから、輸入は必要ではあるけれども、bですけれども、その一方で、農地が少ない国というのは、実は農業の経営規模も小さい傾向があります。このグラフですね、何かと言いますと、先ほど見たような人口1人当たりの耕地が少ない国は、やっぱり、農業者1人当たりの耕地も少ないという傾向が非常に顕著なんですね。このように色分けできれいに分かれています。

そういうことになってきますと、なかなか経営規模をどんどん拡大して土地の豊かな国のように生産性を上げるということが難しいということになってまいります。そういうわけで、日本は土地が足りないだけでなくて農業の競争力の方も厳しいというのが現状でございます。

土地が単に少ないということだけではなくて山国というようなこともありますので、なかなか大変だということですね。

レジュメのcですけれども、必要な農地の3分の1しかないということですから、これを大事に使っていった供給力を維持しなければいけないわけなんですけど、実際には競争力が足りないところで貿易の自由化をしますとだんだん輸入に競り負けて国内で農業が縮小していったということが問題でありまして、正に今国内で生産基盤が脆弱化しているということで何とかしなければいけないという局面に入っているということだと考えます。

次、(3)ですけれども、参考資料のスライド3をお願いします。

日本は第二次大戦以来、戦時中と、終戦直後、それに1973年の大豆危機ですね、大きな食料危機3回あったんですが、これ、3回とも輸入が止まったんですね。輸入に依存していますから輸入がないと駄目、でも、実はそれだけではなくてこの3回の危機は、いずれも国内が凶作に見舞われる、あるいは、輸入に全面的に依存した状態で輸入が止まるから打つ手がないという状況になっているわけでありまして。

ですから、輸入の確保、非常に重要なんですけれども、国内、輸入に依存すれば依存するほど何かあったときの国内の生産規模をいかに維持していくかということもまた重要性が高まっていくということになるわけでありまして。

参考資料のスライドの12をお願いいたします。

それをよく表しているのが食料自給力指標でございまして、食料自給率と自給力指標と2種類あって、何が違うのと私はよくあちこちで聞かれるんですが、これは非常に明快で

ありまして、自給率というのは自給の割合、裏返せばどれだけ輸入しているかというリスクを平時において示すもの、それに対して自給力指標は、輸入ができなかったときにどれだけ増産できるのかという緊急時の増産能力ということになっているわけであります。

現在のように輸入の依存度が高いと、やはり、自給率、重要ですけども、そのときに増産能力がどうなっているのかというところも非常に大事で、更に重要なのは、今、その自給率指標ですね、かなりまずい水準にまで下がってきているということなので、なおさらそういったところが重要になっているということでございます。

結局、今の輸入依存、どういう形で始まったかという、終戦当時、食料がなかったわけですね。それで、緊急輸入でアメリカから食料が入ってきて食いつないだというのがここで、1975年に向けて（一人当たり供給熱量が）ものすごい勢いで落ちた後上がってきますけれども、その辺りですね。

それで、戦後すぐにアメリカで生産過剰になりましたので、もうどんどん輸入を増やしていくという形で、それで輸入に依存しながら食生活を高度化していったというところがあります。

これ、1人当たりの供給カロリーですけども、内訳がどんどん増えていきますね。かつて穀物ばかりだったのが非常に高度な食生活に、そして、やがて下がってきますけれども、これは高齢化で下がってくる、これに加えて人口減少で（総量も）これからどんどん下がっていくという局面にあるということでございます。ですから、現在のような食生活はやはり輸入が需要だということになるわけです。

レジュメ2ページに参りまして、もう一つ現在の輸入依存に非常に関わりが深いのは、1961年の農業基本法で決まった農業生産の選択的拡大という政策であります。当時、これが目玉の政策だったわけですけども、この政策は輸入と競合する品目については合理化するというふうに政策に書いてあるんですね。法律に書いてあるんですね。

実態としては、お米は自給するけれども、ほかの土地利用型作物、穀物であるとか、大豆であるとか、そういうものは輸入でやっていきましょうということだったわけです。それに加えて、野菜、果物、園芸、それから畜産は振興しましょう、畜産はただエサは輸入ですということですね。全体として土地の資源を節約しながら付加価値を上げる、土地の資源が少ない日本にとっては合理的なやり方だったと思うんですけども、そういった形で作ってきた。

ところが、政策を始めて10年もたたないうちにお米がものすごく生産過剰になってし

まって、ただ、お米以外の土地利用型作物に本当はどんどん転換していけばよかったんですが、そちらの方は輸入依存という基本の方針があってなかなかそちらにいかないということです。それ以前からトウモロコシや大豆は関税ゼロということもありましたので、なかなかそっちには行きづらいということです。

今もそちらのお米からほかへの移行というのが本格的にはなかなかできないという状況が続いているわけです。ですから、輸入依存といってもちょっとひねりが加わっていて、本当は輸入依存している、土地が足りないはずなんですけれども田んぼは余っているという形になっているということです。

ですから、ここが今後の取組の一つのポイントかなということですね。

次が、（６）であります。（６）農産物の輸入自由化ということです。

先ほど畜産と園芸の振興と言ったんですが、その後、輸入自由化でそこが打撃を受けて今日に至っているということですね。ということで、そちらの方面も輸入の依存がだんだん進んだということでもあります。

その後、ガットウルグアイラウンドとか、WTOを受けて、今の基本法というのができてきたわけです。そこではそういう自由化の下でも生き残れる農業者を育成しようということでやってきたということだと思います。

さらに、dですけれども、その後、WTOから更にFTA、TPPということで更に自由化が進んでいるということになります。

ここで国際情勢のところがちょっと書き漏れているんですけども、今お話を頂いていきますのである程度割愛しますが、世界的に輸出国、輸入国、いろんな国が台頭してきているということと、2007～2008年から需給が引き締まってきているので、それを受けて、実は中国もロシアもかなり食料安全保障と自給について敏感になってきて、ロシアも自給化をどんどん進めてきた。それを見ながらEUは食料安全保障にどんどん関心を強めまして、実は、冷戦が終わって生産過剰だということで一時期意識が薄れていたんですが、それがまた、これはいけないということで今日的には農業政策の一番の目標を再び食料安全保障ということにして、直接支払でEU全域の農業生産を維持するというふうにかじを切っているという状況でございます。

（７）で現状ということですけども、やはり、問題は輸入が不確実になってくるという中で国内生産基盤が傷んでいるということですね。それから、今日何度も出てきますように買い負けの心配ということで、どうかということ、ただ、一方で今後円安がもし更に

どんどん進んでいけば国内生産の追い風にもなる可能性はあるかなと思っています。

もう一つ重要なのは人口の減少であります。今後、今世紀末までに人口は4割減るというふうに言われていますけれども、そうすると国内需要は間違いなく減るわけですね。どうなるかということなんですが、一方で貿易の自由化が更に進みますので、もし輸入が増えて需要も減るとなると国内生産はどんどん落ち込んでいってしまう可能性がある。そうすると更に輸入依存は進むということになるので、そこが一番大きなリスクシナリオということになります。

ただ、逆に、今ある農地を維持することができれば、人口がかなり減りますので、相当久しぶりに、何百年ぶりか分かりませんが、1人当たりの耕地をかなり拡大して、そういった食料事情を改善できる可能性があるわけなので、ここは是非踏ん張らなければいけないのではないかと思います。

そして、(8) 欧州の例と出ていますけれども、日本と状況が似ているのは、新大陸が相手だったりしますので、やはり、輸入相手先に比べると土地資源で不利、しかも自由主義経済で非常に輸入に依存という例ですとイギリスとかスイスがあるんですが、両方とも戦後数十年かけて自給率を大幅に引き上げています。

そのときのような農業保護が今は使えないんですけれども、現在はそういった国は環境対策なり、食料安全保障を根拠にして直接支払で農業を支えているということでもありますし、あるいは、スイスは、憲法に食料安全保障を入れて、そこでは食料と食品産業の持続的発展に資する貿易といったようなことまでうたっているという状況でございます。

時間なくなってきましたので急ぎますけれども、次、3ページでございます。

課題ということなんですが、皆さんおっしゃるとおりなので今更というものもあるんですが、まず(1)ですね。とにかくいろんな情勢が大きく変わっていますので、ここは是非、非常に長期的な変化がたくさん出ていますので、対策を考えるに当たっても是非長期的な展望と戦略というものが必要でありましょうということです。私がそれを全部言えるわけではないのが残念なところですが、是非、そういった方向でお願いできれば。

それから、(2)です。やはり、国内生産基盤ですね。農地をどうやって維持していくかというのが大事であります。土地利用型作物ですね、ここの収益性をもう少し改善しないと厳しいのではないかと思います。ヨーロッパと同様と言えそうですけれども、食料安全保障なり、環境気候対策、これを材料にして所得支持を拡充できないであろうか、あるいは、生産技術の開発も重要であろうと思います。それと、その上で、やはり、お米

から輸入に依存する品目の増産へと移行していく必要があるのかなということです。

留意すべきことはいろいろあると思うのですが、そこは割愛いたしまして、次、（３）ですけれども、食料自給力指標ですね。今、基本計画の中でつくってはいるのですけれども、やはり、これ、自給率と（相互に）補完的なもので、今のように国内の基盤が傷んでいるときは非常に重要だと思いますので、きちんとした位置付けを与えて、これを維持・向上するための施策をきちんと明示するということが必要なのではないかと思います。

今まで産業政策と地域政策ということで、要は、ミクロとセミマクロということでやってきたわけですが、それではマクロの生産基盤の縮小は防げていないので、やはり、マクロの観点からはっきりとこうだということを加えて、（車の）両輪から三輪にした方が安定するのではないかなというふうに思うわけであります。

（４）は輸入の安定に関する施策、これは日本はかなり進んでいるものだとは思っています。世界食料需給モデルも独自で持っておりますし、それから、海外支援ではブラジルでの成功例もありますし、オーストラリアとのEPAも使っているということではあるのですけれども、やはり、リスクが高まっている中で十分であるかどうかの点検はしたらいけないのではないかなというふうに思います。ブラジルの次といいますか、世界の増産への貢献も必要であろうと思います。

（５）は化学肥料、私がいろいろ言っても蛇足になるので１点だけですけれども、これは自然科学のことなので判断のつかないところもあるのですが、みどり戦略でも取り上げられているように、土壌の生態系をコントロールすることによってそもそも化学肥料の投入を相当抑えることができる技術というものが存在して見えてきているということでありますので、超長期的な取組ということになるのではありますけれども、やはり、資源の足りない我が国がこういうものを徹底的にやっていく必要があるのかなというふうに考える次第であります。

以上です。

○中嶋部会長 平澤様、ありがとうございました。

それでは、ここから意見交換に入りたいと思います。

今回のテーマであります食料の輸入リスク、これにつきまして事務局より背景を御説明いただきました。そして、寺川様、平澤様より御説明を頂いた次第です。これらを踏まえまして、委員の皆様より御発言をお願いいたします。時間の都合上誠に恐縮ですが、お一人３分程度でお願いしたいと存じます。

なお、本日御欠席の堀切委員からは事前に御意見を頂いておりますので配付させていただいております。御覧ください。

委員の皆様全員から御発言を頂きたいと思っております。特段順番は指定いたしませんので、御希望の方から挙手いただければと存じます。会場の方、オンラインの方のどちらでもよろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

それでは、香坂委員。

○香坂委員 専門ではないので少し的外れなことを申し上げるかもしれませんが。自己紹介兼ねまして、生物多様性条約で勤務した経験がございまして、先ほど寺川委員からございましたGMOとか、どちらかという環境面から配慮や規制をかけていくような視点でどちらかというやってまいりました。

おっしゃったように、みどり戦略ですとか、あるいは、肥料の伸びを抑えていくような方面で環境配慮ですとか、リサイクルとかそういった側面もあるということで、そういう相乗効果をどうやって表していけるのかなというところを考えていきたいというふうに思っております。

カーボンだけではなく生物多様性、水という三つセットで今後は考えたり、情報開示をしていくようなことが、TCFDと併せてTNFDというものも出てきておりますので、少しそういった辺りにも注目していきたいなと思っております。

本年の12月には生物多様性条約の締約国会議（COP15）もございます。今回のお話で「買い負けの要因」というのに興味があってお話を伺っていたんですが、買い負けていく要因というのは、円安とか、競争力とかいろいろあると思います。そのなかでルールメイキングみたいなのところではどんな変化というか、本当にそれは市場でピュアにやっている話なのか、あるいは人、人材の要因で買い負けたり、あるいは、専門性やルールづくり・ルールメイキングなど、どういったことが影響しているのかなということについて、そういったところから関心を持って話を聞かせていただいております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 山形の齋藤でございます。私は現場で農業やっておりますので、今回2名の先生方から教えていただいた今の現実ですね、本当に身にしみているというような状況でございます。

今、この農業基本法なり、また、食料・農業・農村基本法ですね、これによって我々農業者の作業につながっていますけれども、両先生おっしゃるとおり、国内の農業は本当に疲弊しております、もうぎりぎりの瀬戸際だと考えております。

特に農地ですね、今日も午前中バックホーに、先端にハンマーモアという機械を付けて、耕作放棄になった土地の農道です、農道が通れなくなっているものですから、そこをその機械で切り開いてきました。農地がどんどん荒廃しているという現実と、農地が日本では足りないという、これも事実でございます。何でこの耕作放棄地が出てくるかというと、要は、作っても売れない、作ってもその対価が頂けないということが、これが現実なんです、今の。

そして、私は山形の庄内で米作りの主産地であります、3年前から小麦をその耕作放棄地を利用して栽培始めました。日本海側ですので大変小麦には不適地な場所なんですけれども、何とかめどが立ちそうです。その耕作放棄地の畑を使って小麦を栽培して、それから、余った田んぼ、田んぼがもう今半分転作ということで、米を作らなければ補助が出るという摩訶不思議な制度によって我々この何十年って農業していますけれども、やはり、日本で本当に必要なものを作る方に補助を頂けないか。

今まではネガティブな、作らない方に、作らなければ補填しますよという補助の出し方だったんですけれども、それはやめていただいて、例えば、小麦、大豆、トウモロコシ、足りないのをこれを作った方に補助をやりますと、米が過剰の中で、今本当に農林省、それから政府が一丸となって生産を抑制しながら大暴落を起こして、私の若いときは2万円のお米が今1万円なんです。半値になって、機械は4倍になっています。これで経営が継続なんてするはずもなくどん詰まりまで来ていますので、この基本法の改正に当たっては本当に必要なものに、生産を刺激するような施策を集中していただいて農業の活性化とあいまって農地の再生、それから、若い農業者の育成ということを、今回この基本法の改正によって成し遂げることができるのではないかと私も期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、柚木委員、お願いします。

○柚木委員　全国農業会議所の柚木でございます。よろしくお願いいたします。

私の方、現場、農業委員会の組織でございますので、先ほどお話のある、やはり、農地の確保、維持というところ、国際的な農産物をめぐる状況を踏まえますと、今、荒廃農地等の問題、たくさん現場であるわけですが、やはり、何とかこれを再生して農産物を作れる状態をどうつくっていくかということが一番大きな課題だというふうに改めて実感したところであります。

そういう意味で、取り分けこの再生して、また農地を農地として利用して農産物を作ることが可能な価格をどう確保していくのかということ、これ、直接支払も含めて検討していく必要があるのではないかなというふうに感じました。

ただ、全体的な財政の問題もございますので、どうそこら辺の折り合いつけるのかということについて今後の検討として大変重要ではないかなと感じたところでございます。

それから、もう一つ、今、御報告のあった先生の資料の中にもありますけれども、バイオ燃料向けの需要の拡大というふうなことで、世界的にはトウモロコシ等が中心なんですけれども、日本に合ったこういうバイオ燃料、どういうものがあるのかというようなことについては、もう少し検討を深める必要があるのではないかなというふうに感じております。

それから、最後、一つ御質問なんですけれども、肥料等の生産資材についても非常に貿易上日本の立場が大分弱いということなんでございますけれども、備蓄ということについて、食料の備蓄というのは現在基本法の中でも書かれていて進んでいるわけですが、この生産資材等の輸入と、それと併せた備蓄ということについて現状がどうなっていて、今後方向としてこういうことを考えるべきではないかといったようなことについて御示唆を頂けたら有り難いというふうに思っています。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

御質問に関しては後でまとめてお答えいただきますが、今の件につきましては、これはどちらに御質問されますか。役所の方ですか。後ほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

中家委員、それでは、よろしく願いいたします。

○中家委員　J A全中の中家です。食料・農業・農村基本法の見直しという極めてこの重要なテーマにつきまして委員の皆さんと一緒にしっかり議論したいと思いますので、どうかよろしく願いします。

二、三ちょっと感じたことを申し上げます。

1 点目がですね、基本法の 2 条の中に「食料の安定供給については国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄と適切に組み合わせて対応」というように規定されております。

しかし、この基本法ができて以降、2002 年から 2021 年の 20 年間で農産物の輸出は約 6,000 億円増加している一方で、輸入が約 2 兆 7,000 億円増加しているということでございまして、先ほど平澤さんのお話にもございましたけれども、この輸入の増加が日本の農業生産をより弱体化させている、あるいは、この基本法の趣旨に反してきたんじゃないかなという、そういう感じがするのが 1 点であります。

そして、今後、弱体化により生産力がなくなるので輸入に頼る、輸入に頼るとまた国内の市場が狭まるというようなことで、負のスパイラルにならないかなという、こういうような心配もしてございます。

それから、2 点目はですね、私は、この基本法の見直しに当たっては、食料安全保障にとって五つのリスクがあるよということで申し上げましたが、その中で特に自然災害の多発とか、あるいは、世界的な人口増加とか、国際化の進展とか、こういうリスクが高まり、特に食料、あるいは生産資材の争奪戦が世界中で始まっているということでもあります。

基本法の制定当時と大きく情勢が異なっておりますので、いわゆる安い農産物なり、あるいは、生産資材が幾らでも輸入できる時代では既になくなっていくという、このようなことを前提に議論をする必要があるのかなと思ってございます。

それから、3 点目はですね、SDGs の観点からですが、フードマイレージ、これを引き下げることが極めて重要であろうと思ってございます。そういうことからすると、当然ながら可能な限り国内で供給することを目指す。すべて賄うことはもちろん不可能でありますけれども、可能な限り輸入を減らすということが重要じゃないかなと思ってございまして、我々、JA グループでは今、国民が必要として消費する食料はできるだけその国で生産するという「国消国産」というこの考え方を提唱しております。生産資材につきましても同じように国内資源の有効活用、先ほどもございましたけれども、効率利用というような形で必要であろうと思ってございます。

いずれにしても、国内でできるものは国内で可能な限り供給することによって対応すべきじゃないかなと思ってございます。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。 それでは、合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 ありがとうございます。日本農業経営大学校を運営するアグリフューチャー・ジャパンの理事長をやっています。この日本農業経営大学校、次世代の農業経営者を育成するという目的で10年前につくられたわけですが、10年間の学生の様子なんかを見ても、農業をやりたいという人たちは結構増えているんですね。

ただ、実際に農村に入ってみると、なかなかうまくいかない。我々審議会の役割は、農業の可能性を示して、新規参入も含めて農家の方が力を十分に発揮できるように条件整備することではないかと思っています。そういう意味からいいますと、先ほどからあった農地の問題だとか、国内に限っては見直さなければならない、色々な問題があると思っています。

今日は輸入の話なので、そのところを少しコメントさせていただきたいんですが、私、以前は放送局でニュース解説を担当していました。食料問題は視聴者の関心も大変高いので、度々ニュースで取り上げましたが、大雨などの災害で農産物価格が上がってくると、必ず輸入を増やせという声になってくる。国内の農業を基盤強化しないと大変なことになりますよと言ってもですね、いや、もう輸入すればいいじゃん。

ただ、今日の話をついていろいろ聞いていると、輸入も大変な状況になってきています。食料安全保障においても日本の農業生産が大変な場合は、輸入で補完するとこれまではやってきたけれども、輸入が出来づらい状況になった場合の対応策を考えなければならない時期になってきているのだと思います。

農産物に安さを求めるのは、国内で30年間ぐらいデフレが続き、消費者の購買力が下がってきたことが原因だとは思いますが、海外からの輸入も難しくなってきた状況の中で、本当に今後の日本の農業をどうすればいいのか、そうした事を消費者も巻き込んで考えるいい機会にしなければと思います。

私は、基本法を見直さなくてもやるべきことはたくさんあると思うんですが、食料価格高騰の中で、この審議会は大変注目されております。是非、ここでの議論を活発に行い、外にできるだけ発信して、今後の日本の農業の在り方を考えてもらういいきっかけにして欲しいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

二村委員が手を挙げていただいていますね。よろしく願いいたします。

○二村委員 御指名、ありがとうございます。日本生協連の二村と申します。私は消費者団体の代表ということになるかと思います。今回の議論に参加させていただいて非常に大切な役割だというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の御説明を伺いまして何点か感想を申し上げたいと思います。

消費者の多くは安定して、そして、適正な価格で食品を手に入れたい、食べることをしたいと、とても思っています。

その中で、生産者の皆さん、あるいは、生産基盤というものの支えが非常に重要だということは、それなりに共有はされているのではないかと思います。ただ、やはり、社会や暮らしの変化があります。

その一つに、生活が非常に多様化をしているということです。世帯の人数は平均的に少なくなっていますし、多様な世帯あるいは暮らしぶりがあるということで、なかなか一律にモデル的な食生活のようなものや購買のパターンというのが描きにくくなっています。そういった面でいろいろな大変さというのが出てきていると思います。

端的に言いますと、お米なども5キロ、10キロでは重くて持って帰れないとか、大きな野菜をまるまる一つ買っても使い切れないとか、とても身近な例としてよく聞く話です。

もう一つは、やはり、昨今、格差と貧困の問題というのは非常に大きくて、お米を食べたいけれども高い、といった声があるのも事実です。そのような点も見ていく必要があると思います。

三つ目に、消費者としては生産者を支えるということが大事だと気持ちとして思っている方は多いと思いますが、一方で、どうしても今都市の生活と産地が遠いということです。なので、生産の実態ですとか、生産者の皆様がどういったところで苦勞されているのか、生産地の地域の状況がどうなっているのか、あるいは、先ほども耕作放棄地のお話などありましたが、そういったことをなかなか目にしたり、触れたりする機会が少ないということです。現状が理解されにくいという側面もあるのではないかと思います。

今回の議論を通して社会的にこういう議論がきちんと発信をされて、多くの方々に興味を持ってもらうということは非常に意味があるので、是非、有意義な議論ができればと思います。

議論の中で、二つ私の方からお願いがあります。一つは、今日も諸外国の例の御紹介がありました。諸外国で基本法のようなものがどう整備をされていて、それがどのように政策に活かされているのかという事例が分かれば、参考になるのではないかと思いますので、

是非御紹介いただければと思います。

もう一つは、食料自給率という数字が消費者のところでも非常に分かりやすいのでよく使われるのですが、一方で、なかなか難しい。例えば、食料自給率を上げようと思って国産のものを食べましょうと言います。もちろんそれは大事なことですけれども、例えば、飼料の問題ですとか、肥料の問題を考えると、国産のものをどんどん食べれば自給率が上がるのか、というのは一概に言えない部分もあります。そのような情報を正しく発信していく必要もあるかと思っていますので、数字の出し方について、やはり考慮が必要ではないか。これは別に今すぐどうこうということではなくて、今後の議論の中でまた皆様の御意見をお伺いできればと思っています。

専門的な知見があるわけではございませんので、いろいろと的外れなことも申し上げるかもしれませんが、生産に直接携わっていない消費者の立場から見ると、こんなところが疑問に思うとか、こういったところが分からないというようなことを是非お伝えできればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、今、オンラインの方お二方手を挙げていただいておりますが、高槻委員、その後、上岡委員お願いいたします。

○高槻委員 私からも今日のお話で感じたことになるんですけども、今、直前のお話で消費者からという話もありまして、そこも大事なかなと思います。そういう観点で言いますと、今、我が国は、和食はもちろん、洋食、中華料理、エスニック料理、世界中の料理が食べられる国になっておりまして、それが一つ我が国の魅力ではあると思うんですが、今後20年というふうに考えた場合に、こういう食生活やある種の文化がそのままずっと続くという未来と、そうではなくて、例えば、極端な例で言いますと、和食だけだった江戸時代のような食生活の未来とでは、随分変わりますよね。

相当幅広く考えられると思うので、ある程度分かりやすくするために幾つかの未来を考えた場合に、それぞれにおいて必要な食料は随分変わると思うんです。それぞれを前提にした場合に、我が国で自給できる部分と輸入に頼らざるを得ない部分というのは変わってくると思いますし、自給できる部分というのも、現在は自給していないんですけども、作れば自給できるよというものもあると思うんです。

つまり、一通り今日のお話は確かに全て事実なんですけども、もう少し立体的に分析をするとか、読み解く必要があるんじゃないのかなというふうに思いまして、その場合の一

つの方策としては複数の未来を考える。あと、未来でももちろん人口減という話もあると思うんですけども、その幾つかの仮定を固めた上で議論をするともう少し実際にどうしたらいいかという話が見えやすくなるんじゃないのかなというふうに思いました。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員　東京農業大学の上岡でございます。このような場に参画させていただき、ありがとうございます。

先ほど寺川先生、それから平澤先生の方からお話を伺った上で、食料の輸入のリスクということですが、それを回避するためには、もちろん、輸入の安定と国産の確保ということが重要だなということで改めて考えるわけですが、食料安定供給ということ考えた場合に、非常にその要因は複雑多岐だなというふうに感じております。

やはり、世界の人口等の関係、日本は減少しておりますけれども、世界人口との関係と、それから、穀物、それから資材等の価格の上昇が非常に20年前とは違うというところで、これには大きく環境の影響というものもあるのかなというところでございますし、また、昨今の、先ほどのお話のとおりですが、紛争、感染症、円安、不測の事態ということに対応するというのも重要だと思います。

こういったことを考えたときに、やはり、国産をしっかりと確保する、耕作放棄地と遊休農地、こういったものをいかに解消していくかということと、現存の農地をいかに有効に活用していくのかというところが重要かと思っております。

自給力のお話もありましたけれども、自給力は飽くまで自給力指標ということでありまして、不足になったときに即時的な対応というのはやはりできないということを考えると、常に農地を有効に利用するというところが必要なのかなというふうに思っております。

その一方で、農地集積をしながら分散錯圃、小規模な農家に対して、生産者に対しての支援をどうしていくかということと、これ、当たり前のことですが、いかに農地を確保するためには、いかにもうかる農業にするかというところの議論も引き続き必要かなと思っております。

また、先ほどの寺川様のお話にもありましたが、輸入相手国に対する、決まった、ある程度偏った国からの輸入相手国になっているというところのリスク分散ということも、もちろん、主要国との関係を保ちつつもそういったリスク分散も必要なのかなというふう

に思っております。

あと、難しいのは、やはり、エネルギーの脱炭素で、エネルギーの使用ということと、脱炭素と輸送との関係で、輸入をたくさんしていいのかというところも今の社会情勢を考えるとあるのかなというところ、そこのバランスも必要ですし、また、エサの確保も、資材もということを考えれば、未利用資源の掘り起こしということも必要なのかなというふうに思っております。

先ほど来から皆さんから出ておりますけれども、前回の会議、全体の会議のときにも申し上げたんですけれども、やはり、いかに国産の価値というのを評価してもらうか、その意識を醸成していくかというところを考えると、是非とも食育基本法との連携というものをお願いしたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この後の農業や環境との議論、総合的に、複合的に、多面的に考えていく必要があるなというふうに感じております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

オンラインでお二方手を挙げていただいておりますので、順番にお願いいたします。

まず清原委員、その後、井上委員にお願いいたします。

○清原委員　清原と申します。どうぞよろしくお願いします。

寺川様、平澤様、大変重要なお話をしていただきありがとうございました。

今日、1回目にこういったお話をしたことでこの会議の中でやはり消費者や国民にいか
に食料を届けていくのか、そのための基盤をいかに維持していくべきかという問題意識が
共有されたんじゃないかなというふうに思います。

そして、基本法の本来の目的をもう一度考えますと、根本は先ほども申し上げたように、
国民にいかに食品を届けていくかというところだと思います。それを受けますと、本日お
話しいただいたような農業基盤、農業の生産基盤を維持していくことというのは非常に重
要です。

それに加えて、輸入をいかに安定的にしていくか、ここまでのところで恐らく日本の港
までいかに食料を届けてもらうか、それから、日本国内で農地でいかに食料を生産するか
というところまでの問題意識は共有できるかと思うんですが、今日の食生活を考えますと、
ここから先、物流ですとか食品の加工、卸売、小売、そういったところに至る、つまり、
フードシステム全体に向けて今日の問題意識を拡張させていかないと最終的に国民に食料

を安定して届けるということは、そういう目標は達成されないというふうに思いました。今後この会議でもこういったところにまで視点を向けて議論を進めていくべきではないかというふうに思いました。

その上で、本日の話題も含めてなんですが、やはり、消費者が一定の、農業はもちろんなんですが、フードシステムについて実情を知るべき、本日のようなこと、余りにも専門的なことは無理かもしれませんが、非常に重要なことです。燃料であるとか、技術についてはこういったことをよく報じられることもあるんですが、やはり、こういったことを消費者が知るべき、国民が知るべきだなというふうにも感じながら聞いておりました。

さらに、恐らく今後議論されていくかと思うんですが、価格の問題、恐らく国内の農業にも重大な影響を与えたいと思います。この価格の在り方についてもいろんな側面から、一つの側面からだけではない議論をするべきではないかというふうに思いました。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。こちらから2点発言をさせていただきます。

輸入に依存する食料の国産化、肥料については堆肥などの国内資源の有効活用を進める必要があるのではないかという論点のところについてなんですが、私は、中山間地で新規就農者という立場で有機農業を営んでいる生産者なんですけれども、この食料の国産化というところにつきましては、二毛作であったりとか、試験的な生産に対しての補助というものを付けられることができれば多くの農業者が取り組むきっかけが得られ、それが課題の解決に少しでもつながるのではないかというふうに感じました。

先ほど齋藤様から同じ農業者としての発言といたしまして、その中山間地であったりとか、大規模な平場の農家さんも大変苦勞されているというお話がありましたけれども、多分に漏れず、僕の住む北杜市でも同じような現象が起きております。

法人経営体では70歳以上というような平均年齢の中で、毎日農作業をしている先輩方の姿を見ると、このまま僕らのこの産地は生き残っていけるのだろうかということを日々感じております。

そんな中で、補助であったりとか、生産に対する支えというものを分かりやすく頂きたいということではなく、農家の自助的な努力というところも必要だと思っておりまして、こういったところを新しいことにチャレンジをする、この試験的な運用のところの部分において補助が頂けるということは、農家が考える力をつけて、そして、そこに対して支援

を頂けるのであれば、もうかる農業の一步手前ぐらいのところまでは実現可能なのではないかというふうに感じました。

もう一点は、肥料については堆肥などの国内資源の有効活用を進める必要があるのではないかというところの論点なんですけれども、ここについても共感させていただきます。というのも、この未利用資源の活用であったりとか、フードロスによって食品廃棄されるものというものが日々莫大に発生しております。こういったところを、堆肥舎をつくるであったりとか、フードロスを減らして、そのフードロスでなくなっていくものをごみとして見るのか、資源として見るのかというところで大きく変わってくると思うのですが、ここに対して、堆肥を作るという行いに対しての補助を付けるのではなくて、堆肥を使って出来上がった農産物を消費者に届けるという行為の部分において補助であったりとか、支援が頂けるのであれば、これも先ほどの話と同じように、農家が考える力、それから、農家が自信を持つきっかけになるのではというふうに感じております。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。続きまして、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。まず、2名の有識者の方の御説明、大変ありがとうございました。とても勉強になりました。

今次の輸入の情勢ですが、例えば、過去を遡ると鉱物資源とか、あとLNGもそうなんですけれども、これらの情勢がちょっと農業よりも先をいっていて、良い示唆を与えてくれると思います。例えば、鉄鉱石だと我が国は以前、長期契約で契約できたのが、今、中国が買い付けていて長期契約できなくて、スポットで買っているような状況になっていると思います。

LNGもいろんな理由がありますけれども、だんだんスポットの量が増えてくる。そうすると、これから、今、正にエネルギー高騰していますけれども、食料も同じ道をたどっていくんじゃないかなという気がしてなりません。

そういう観点で言うと、やはり、国内の生産体制をいま一度再検証して、あるべき方向を議論するというこの検証の場というのは、大変重要だろうと思っています。

事務局から論点二つ頂いているものありますけれども、国内で作れないものは、輸入の安定というところある程度バッファーを設ける形、例えば、備蓄をするなんていうことも場合によってはあり得るのかもしれないと思いますが、なるだけそうした国内の生産をどうやって強化できるのかという議論をしていく必要があると思います。

寺川様からあったんですけれども、バイオ燃料のお話というのは、私、一つ議論したらいいんじゃないかと思う点だと思っているんですけれども、これは海外だけじゃなくて我が国でもバイオ燃料が必要とされているはずでありまして、今、どういう議論をしているかというと、結局、国内では全く無理なんで輸入しようという話になっているんだと思いますが、相当高い値で買わざるを得ないということになっているんだと思います。

国内で現在、農地が、例えば、耕作放棄地が増えているような状況の中で、いろんな形でミスマッチが起きているなという感じがしています。これは、一部は、補助の在り方に問題があるのではないかという気もしていますが、そういった点も含めて是非取り上げていただけるといいと思いますし、究極は、やはり、今、井上様がおっしゃったとおり、農家の方、生産者が自律的に考えるような補助の在り方をしていかないといかんというのは原理原則としてあるんだと思います。

そうした形が今までできていたのかどうかということも含めてしっかり今回検証していただいて、法改正が必要かどうか分かりませんが、少なくとも運用面でしっかり考える機会ができるといいなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。それでは、三輪委員、その後、山浦委員、お願いいたします。

○三輪委員 日本総合研究所の三輪でございます。本日は御説明いただきましてありがとうございます。

今の日本の農業の置かれている環境を見ますと、まずは、先ほど御説明も頂きました、新興国を中心とした食料需要の増加の中での需給の逼迫、そして、あと気候変動による供給の不安定さ、この二つは中長期のリスクとしても避け難い部分かなと思っています。

つまり、食料が安定的に豊富に手に入るとことはなかなかこれからしばらくの間は想定できないという現実として捉えるべきだと今回の基本法の検証のときにはまず必要かなと思っています。

それに加えて、三つ目として新型コロナ、四つ目がウクライナの問題、そして、我が国特有ではございますが、円安の状況ということで五重苦のような状況になっているというところでございます。

その中で二つの日本の農業に関する大きな前提というか、固定観念が崩れてきているんじゃないのかなと思っておりまして、先ほど御説明いただいたように、我々の経済力をも

って世界中からいいものを何でも買えるというところが既に現実ではなくなってきている、買い負けが起きている、そもそも物がなくなるかもしれない、いろんな国ですね、資材や食料の輸出規制が頻発しているというところで行くと、お金があっても買えないという状況、若しくは、そもそもお金の面でも厳しくなるのかもしれない。

あともう一つは、国産は高くて輸入の物は安かろう、悪かろう、この二つの中の対立軸ではないんじゃないのかなと思ってきています。特に、先ほどの円安の状況等、若しくは、いろんな燃料価格、資材価格の高騰を含めると、国内の価格差というのは思ったよりも縮まってきているというところがございます。

それに加えて、食料安全保障上のリスクが輸入品にはある、ここは政策的に補助とかで穴埋めすべき部分かと思います。

あとは、環境面での制約ですね。今、輸入のときは関税であったり、輸送費がコストとしてかかりますが、今後は、例えば、炭素がコストとして見える化される、水が見える化されるといった環境面の国際的な枠組みができていけば、その価格差というのはどんどん更に埋まっていくようになると思います。

なので、必ずしも国産の物がコストで全く勝てないというわけではない状況をもって新たな今からの20年、30年というのを描くべきかなと思っております。

先ほどの円安ですが、今後、このような形で国内、相対的に国産の農産物の強さが増してくるという状況を今回の円安というのはかなり将来を先取りしたような状況なのかな、特に今の状況ですと日本だけがその状況に置かれております。

具体的に申し上げますと、みどりの食料システム戦略では資源循環型の農業を、例えば、推進しようというのは、環境には優しいけれども手間がかかる、コストがかかるといったのが今の状況かと理解しております、それに対していろんな補助であったり、優遇をもって生産者の方々にそのような取組をしていただくというふうなところだったんですが、例えば、輸入の化学肥料の値段が今のようにどんどん上がってきていますと、コスト面でも国内の資源循環に基づく堆肥であったり、有機肥料を使った方がコスト面で安いんじゃないかというような状況も出てきているわけです。

ここの部分は、やはり、今までの環境のためにやる、ではなくて、自分たちの経営のためにもやるという一つ意思決定ができると思いますし、もう一つは、そのようなものが今回のテーマであります食料安全保障にも大いに役に立つわけです。国内の、目の前にある家畜の排せつ物からできた堆肥を地域で使っていくということは、今までは何となく、消

費者の方から言うとエシカル消費ですかね、とかイミ消費のような形で、地域のためとか環境のためという少し頭でっかちな消費に対しての答えの一つだったのかもしれませんが、これから先はそこのことが日本の農業自体を守るとか、我々の食卓を守るという意義も出てくるというふうに思いますので、やはり、今の非常に厳しい状況で生産者さんの皆さん、苦しんでおられますが、この部会の中での議論では、これが多分20年後、30年後も世界の、そして、日本の農業の当たり前の姿なんだと思いますので、そのような観点から議論を進めていくことが重要なのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山浦委員、その後、茂原委員、続いてお話しいただきます。

では、山浦委員、お願いします。

○山浦委員 ありがとうございます。全国農業青年クラブ連絡協議会、いわゆる4Hクラブの山浦と申します。よろしくお願いします。

本日のテーマについては、若手農家の集まり、生産者の集まりという観点からすると本当に難しい問題だと思うところがありますけれども、その上で私の見解を述べさせていただきますと、現場の立場から肥料、飼料等の高騰という部分で齋藤様の方にもありました、それについても本当に同意だなと思っております。

また、食品ロスの問題というものを無視して国内の食料自給率であつたりとか、食料危機の問題を語るというのも少しナンセンスなのかなという部分もありましたので、こちらでも井上委員にとっても同意するところであります。

私からは、提案というか、まだ言っていないところとして言いますと、例えば、これもうできる、できないは一旦置いておいても輸入のリスクという話なので、輸入の定義であつたりとか、国産の定義という部分を少しずらして考えるということができないのかなとも思いました。

具体的に言うと、例えば、輸入の問題が地政学において物流の問題ではないとなるのであれば、どこでもいいんですけれども、幾つかの国で日本が生産して、日本の国として、若しくは、民間としてでも構わないと思うんですけれども、生産して日本国内に輸入するという形ですね、そういうことも可能性としてはあるんじゃないかな、何のためにODAという活動で世界中に我々日本という国の権威を、権威ということではないと思うんですけれども、たくさんの国々とつながっているのかということもありますので、その辺も協

力国、それを作ることによって各国に仕事を生み出すような形にもなりますので、お互いウィン・ウィンの形で食料を確保するということは決して不可能ではないのかなと個人的には思っております。

また、野菜価格、農家の立場として野菜の価格がなかなか飼料高騰等する中で反映されないというのが本当に農家の中で話題になっているところであるかなと思います。この問題として、消費者側の問題でもあるのかな、また、国内の野菜のイメージ自体の問題でもあるのかなと思っております。

そういう部分において、食料だけの問題ではないと思うんですけども、国内における我々の危機感の足りなさというのはかなり大きな問題ではあるかなと思っております。それは食料以外の部分もたくさんあるんですけども、食料というものが当たり前に存在するものではない、それは世界を見てもらえれば、普通に考えれば誰でも分かることなんですけれども、それが自分の足元で起こっていることとは誰も思っていない、そういう部分のアプローチをもう少し日本として、若しくは、農水としてなのか分からないですけども、PRするべきではないかなと思っております。消費者の価値観の転換、これが必要だなと思います。

そうすることで農家の価値が上がり、また、農家の収入が上がり、また、次に農家が成長することで生産性が上がりというよいサイクルを生み出せるのではないかなと思っております。

また、私が仕事をしている畑があります長野県の野辺山という標高が高いところですね、隣に葉物の大産地であります川上村という村がありまして、たくさんの葉物、日本の葉物の台所と言ってもおかしくないような場所なんですけれども、そういうところで毎年のようにたくさんのレタスや白菜やと、要は、廃棄調整が行われているという部分において、食料危機という言葉がどうしても矛盾に感じてしまうというのが我々葉物農家の現場の感覚でもあります。

そういう中で、国としてしかできない一つのやり方としては、先ほど田んぼから土地利用の品目にもっと転換するべきではないかという話もありましたけれども、栽培品目の調整という部分というのが大きな課題になるのかな、今、このオンライン、インターネットの時代においてそれは決して不可能ではない中で自由競争というのか、ちょっと言葉が出てきませんけれども、自由に来年の作付けを農家がふわっと考えて、我々葉物農家としてはですね、例えば、来年はこれが来るんじゃないかとか、これがあれじゃないかと、横の

農家の顔色をうかがいつつ考える、みたいなことというのは、一つギャンブル性みたいなところもありつつ面白いところではあるんですけども、この食料危機という中においては本当にナンセンスな動きで作付けがされているなとは思っています。

総括として思うところとして、高槻委員からもありましたけれども、個人的にはもう少し場当たりのではなくて、日本の農業、若しくは、食料の問題においてどんな未来をつくっていくのか、どんな価値観で農業、食料を確保していくのかという部分を明確にすることでもう少し具体的なやり方というか、方向性を決めていけるのではないかなと思っております。

大変、手前勝手な意見で恐縮ですけども、私からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、茂原委員、その後、真砂委員、お願いいたします。

○茂原委員　私は群馬県の茂原と言います。甘く楽しいまちと書いて甘楽（かんら）と読みますけれども、甘楽の町長をしております。また、全国町村会の経済農林部の委員長でお世話になっているところであります。

今日、説明を聞いて、いわゆる我が国の農産物の輸入に依存するリスクの高さといえますか、そのことについて改めて実感をいたしました。それと同時に、地域における農業生産力の強化がこれから正に喫緊の課題だろうなというふうにも受け止めたところであります。

そのためには、やっぱり、産業としての農業政策とその産業を支える担い手、暮らしを支える農村政策、農村の政策を切り離すことがなくしっかりと位置付けて論議する必要があるんだろうなというふうに思いました。これは、小さな町ですけども、政策を担当する町長としての実感であります。

そして、今回の議論では、食料供給の現状とともに国民に、国民の皆さんに農業や農村への理解と関心を高めてもらうこと、このことも必要だろうというふうに思っております。

私どもの町の話でありますけれども、早くに有機農業研究会をずっと立ち上げてきました。そして、役場が事務局をしながらしてきたわけですが、それを広く実践してもらうためにということで甘楽ふるさと農園という農園を早くにつくりました。これは有機農業でやってきたわけなんですけれども、除草剤も使わない、農薬も使わない、化学肥料も使わない、そんなことじゃ、町長、とても草に命を取られちゃってうまくいかないよという話だったんですけども、でも、やっぱり、そういうところに共感を持ってくれる人たちが

いっぱいいて、今でも現状、農園として多くの方が来て耕してくれて、野菜を取って楽しんでいてくれています。

そんな中でもありましたけれども、東京都の北区と私どもの町は友好の交流をしていまして、東京都の北区で学校給食の残飯といいますか、残渣といいますか、それをコンポストの機械に入れて一次発酵していたわけですがけれども、それをまた校庭の木のところにも少くれたりしたらしいんですけれども、最後は余って東京都にごみで出すようになってしまった、それを何とかならないかねという話をもらいまして、それを私どもの町で有機農業研究会の人たちが預かってきて、そのままはなかなか使えませんから、もう一度堆肥として発酵させて使って野菜を作る、できた野菜を北区にまた届ける、そういう食のリサイクルというのを始めまして、それが非常に好評で、最後には、最初は生活改善のグループのようなところに届けていたんですけれども、学校給食にまず届けて、甘楽町からきたニンジンだって先生が説明すると、非常にニンジンの嫌いな子もよく食べてくれるとかというような話もありまして、その後、学校の子供たちが私どもの畑に来て、生のニンジンや生のナスや生のキュウリをガリガリ食べて、非常に交流が深まっている、食のリサイクル、学研で本にもなりましたけれども、そのようなこともやっています。

そのように、やっぱり、いろんな人たちの、農業者や住民の人たちのニーズを把握することはこれからの政策効果を高める上で非常に重要なんだろうなというふうに思っているところであります。

これに関しまして、最近気になっていることがあるんですけれども、これは2025年の農林業センサスで農村集落調査を廃止するという動きがあるということを聞いております。これは、やっぱり、今、全国の農村集落でどんなことが議論されて、どんな活動をしているかということ把握してもらうことは非常に重要なデータになるんじゃないかなというふうに思っております。

役所の事情もあるんだと思いますけれども、基本法という見直しの根幹の議論をしているときでありますので、国が農村現場の状況把握をやめるというのはどうかなというふうに、政策の後退としか受け止められないような印象を抱いてしまうんじゃないかなというふうに思っています。

先日、私どもの全国町村会の委員会でもこの問題が出まして議論をしたところでありますので、皆さんから、いやいや、それはという強い懸念を示す意見が出されて、現在今対応して、考えているところであります。このことにつきましても、是非、慎重に対応して

いただければ有り難いかなというふうに思っています。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員　ありがとうございます。真砂と申します。今、弁護士をやっておりますけれども、長く財務省に勤務をしておりました。

初回ですので、私から今後の議論の進め方についての希望といいますか、2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど平澤先生から戦後農政の振り返りが簡単にございましたけれども、私も、やはり、この農業政策、これまでの振り返りというのは非常に大切なテーマではないかというふうに思います。

例えば、今も続いておりますお米の生産調整、これが今の水田農業にどういう影響を与えたのかというような点とか、農業で一番大切なのは私も担い手だと思いますけれども、戦後の農政がこの担い手をどういうふうに育成してきたのか、その中で、例えば、株式会社の参入についてどういう態度をとってきたのかというような、これまでの農業政策の振り返り、場合によっては反省ということになるかもしれませんが、是非、テーマとして取り上げていただきたいと思います。

2点目は、今日は輸入の話で供給の話だったわけですが、食料安全保障というと、これ、供給と需要と、それから流通の3面があるわけでありまして。不測の事態としてどういう事態を想定するかということで議論は変わってきますけれども、最悪の事態を想定すると、先ほど平澤先生からありました自給力指標、つまり、芋を食べる、芋で必要なカロリーを供給するというようなのが最悪の事態だと思いますけれども、そういったとき、そういった場合に消費者としてはそういう平時では自由な食卓を囲んでいるわけですが、最悪の事態になると芋でカロリーを供給するという、そういう消費者への情報提供とか、あるいは、基本法にもありますけれども、流通の制限の在り方についても取り上げていったらどうかというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

以上で本日御参集いただきました委員の皆様からは一通り御意見は頂戴したわけでございます。

それでは、今までの御発言を受けまして、寺川様、平澤様から何か補足を頂ければと思うんですけれども、先ほど柚木委員からちょっと御質問がありましたんで、それも含めていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。委員としての御発言もよろしくお願いいたします。

○寺川委員 柚木委員からの御質問ですが、ありがとうございます。

備蓄、肥料の備蓄ということですが、肥料の備蓄自体は年間で日本で窒素が30万トン、それからリンが50万トン、カリが40万トンぐらい輸入していると思いますけれども、供給サイドの事情もこれあり、また、実際に備蓄するとなるとどのぐらいの数量をどこに置くのか、これ、国内での運送コストも非常にかかります。これを含めて、また、長期間になるということで官民でちょうど今、経済安全保障推進法に基づく特定重要物質ということで考えられるということですので、スキームづくり等が必要になってくるのではないかなというふうに思います。民間単独ではなかなかできないと思いますので、そういう枠組み、仕組みが必要ではないかと思います。

それと、本日会議出席、初めてで出席させていただきましてありがとうございます。日頃は、やっぱり、私たち現業で輸入をしてきて持ってくるということをやっているわけなんですけれども、やはり、何ととっても日本の中の生産、今の状況を上げていく、そのためには、自分は需要を喚起することが一番大切ではないかなというふうに思いました。

それと同時に、担い手の話も今日ございましたけれども、国内で生産をしていくのであれば、海外を見ていると外国で、米国なんかでは相当量の移民が実際に農業をやっております。そういう移民政策とか、そういうものも必要になってくるのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

平澤様、いかがでしょうか。

○平澤氏 今日、この場に来てお話しさせていただいた中でどれだけ皆様と問題意識が共有できるのだろうかということを事前は非常に分からず不安に思っていたのですが、基本的には、やはり、生産基盤のところが非常に心配であるということはほぼ皆さん共有いただけたようで、大変心強い限りであります。私の報告というよりは、そういう状況だということだと思いますので、今後是非そこを中心にやっていただけたらということが一つであります。

あと、もう一つは、二村委員からスイスのお話など出ていましたけれども、やはり、日本がやろうとしている食料安全保障なり、環境対策なりというところだと、そういうことを根拠にしてどうやって農業を支えていくんだということはヨーロッパいろいろやっていますので、是非、今後そういうところも検討して比較の材料にさせていただけたらと思うところでございます。

簡単ではありますが、以上2点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

農林水産省側から補足、若しくは、質問へのお答えなどございますか。

○総括審議官 今後の進め方について真砂委員から話がありましたので、御指摘いただいたのは非常に重要な問題だと思いますので、委員とも相談しながら食料・農業・農村という中で重要な課題については決めて、基本、大きく情勢が変わって対応が必要なところというのに着目しながらやりたいと思いますけれども、当然、国内の生産状況の変化みたいなのはこのように入ると思いますので、できるだけリクエストにお応えする形で対応していきたいと思います。

また、資料の中で海外の事例を出していただきたいという話もありますが、できるだけこういった食料安保であるとか食料の安定供給とかという中でいろんな議論が海外でも行われていますので、そういう中でも取り上げられるものについてはしっかり取り上げていくというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

本日のテーマは、食料の輸入リスクということでございました。なかなか難しいテーマでどういう形で切り込むかということが初め私自身もやや懸念していたんですが、寺川委員、それから平澤様から非常に多角的かつ情報量の多い御発表を頂きましたので、私どもも大変勉強させていただいたと思っております。

ポイントはリスクの洗い出し、どういう項目があるのかということで、役所の方からも振り返りをしていただきながら様々な論点が浮かび上がっております。制度のもう一度整理なども含めてこの後の資料づくり、それから、ヒアリング形式の意見交換の後に続く基本法の検討時の議論に反映させていただければと思います。

私自身、90年代あたりというのが非常に大きな世の中の変わり目であり、冷戦が終わって、その後、農業の分野でもWTO体制になって大きく変わっていったと思います。

常にこの輸入リスクを抱えながら日本は対応してきたのでありますけれども、少なくとも現時点までの状況からすると、国民が安心できる形で対応できた、ある程度うまくアジャストできたと言えるんだと思います。しかし、ここに来て更なる転機があった、それに対してこれまでの方法で、対応する力が維持できるのかどうかという辺りはもう一度振り返っていただければと思います。

今起こっていることが今回限りのことか、これが大きなパラダイムシフトを起こすような状況なのか、それから、更にもっと違った形で変化していく可能性があるのかという辺り、未来はなかなか予測はできないんですけれども、そういったことについても今後の議論で目配りしていただければ幸いです。

輸入については、当然、輸出国との関係が大事で、輸出国というのはどうしても数に限りががあります。そうしますと、競争上の問題がありますし、それから、輸出国で不作が起きてしまうというようなリスクもある。一定の国に、頼らざるを得ないということ自身がリスクを内在させているわけなので、そういう構造的な問題からはどうしても逃れられないと思うんですが、新しい時代に、それに関する対応力をつくり上げることができるのかという辺りだと思います。

大橋先生から御指摘ありましたが、LNGとか鉱物資源などの長期契約みたいなものを参照できないか、ただ、それ自身も揺らいでいるところがございますので、新しい仕組みを検討する必要があるという感じもいたしました。

今日、御指摘にならなかった点でちょっと私自身気になったところは、日本が買い負けをする状況になるかどうかは、ほかの輸入国の動向に左右されるわけなんですけど、中国のことは非常によく分かりました。それから、インドも多分今後さらに注視すべきと思うんですが、それ以外のこれから発展する国々がどのように食料を必要としていくのかという辺りもできれば資料を用意していただければと思います。

それから、海外から輸入するに当たって、輸出国の生産の在り方を我々はチェックしていかなければならなくなると思います。それはつまり、持続可能性に対して配慮した行動をしているかですね。

例えば、衣料品などに関しては人権に配慮した素材生産であるか、そこまでチェックをしていくことが求められておりますけれども、食料に関してはそういうことはあり得るのか、不足している状況では余裕はないのかもしれませんけれども、輸入時の仕組みに関してもそういった要素がないかどうかの御検討を頂ければと個人的には思いました。

今日は輸入リスクを踏まえた上で国内農業はどうあるべきかということについても数々御提案を頂いたと思っております。基本は農地と担い手をどうするかでございますが、清原委員からはこれにフードシステムという要素も是非入れるべきであると指摘いただきました。昨年の国連の食料システムサミットにおいては、フードシステムではなく食料システムと日本では訳しておりますが、そういう幅広い視野の下での食料問題の捉え方というのが国際標準になっていると思いますので、そういうことも参照しながら幅広く輸入リスクの問題を見ていきたいと思いました。

もちろん、資材の問題は非常に重要で、今の基本法が設定されたとき、その視点がもしかしたら足りなかったのではないかとということも御指摘されたとおりですので、グリーンフードシステムというような感じなのかもしれません。

以上、余計なことを付け加えてしまいましたが、いずれにしても本日は初回ということで、非常に多岐にわたる御指摘を頂き、今後議論していく上での一つのプロトタイプができたのではないかとと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に野村農林水産大臣から一言お願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○農林水産大臣 農林水産大臣の野村でございます。今日はこうして委員の皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただきました。また、モニターで御出席いただいている委員の皆様方も多数おられますけれども、本当にこうして熱心に御検討いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

私、今日は、昨日から始まりました衆議院の予算委員会、明日からまた参議院で予算委員会ですが、予算委員会に出席しておりましたので、皆様方のお話を直接伺うわけにはいかなかったのですが、後ほどまた事務方に皆さん方のお話の内容について説明を受けたい、こんなふうに思っておりますし、また、両副大臣、また政務官、見えておりますから、そういった意味でも報告を受けたいと思っております。

今日は中嶋部会長には大変会の運営に御尽力いただきましたことも併せて御礼を申し上げます。

この部会は今日が初日でございますけれども、事務方に聞きますと、これからかなりの頻度で会合を開くということで、委員の皆さん方には事前に日程等についてはお知らせしておいた方が把握できるんじゃないかということで、初めにそう言ったら、頻度のこともう御承知だと思いますけれども、熱心な御検討を頂き、すばらしい基本法の見直しがで

きますように心からお願いを申し上げまして、今日、最初から出席できませんでしたことのおわびと、そして、今後の皆さん方の御熱心な御検討によりしくお願い申し上げますと
いうことで締めさせていただきます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 野村大臣、ありがとうございました。

それでは、これで終了していいと思いますが、委員の皆様から何か最後に御発言ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から次回の日程について御説明をお願いしたいと存じます。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会におきましても有識者ヒアリングを続けたいと思います。テーマは、「国内市場の将来展望と輸出の役割」を予定しております。日程等の詳細につきましては、また調整がつき次第御連絡させていただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。
どうもありがとうございました。

午後 6 時 0 5 分 閉会